

2021年12月23日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

UAゼンセン
会長 松浦 昭彦

医療・介護・保育従事者の処遇改善に関する要請

政府は、11月19日にまとめた経済対策で、医療・介護・保育従事者の処遇改善を盛り込み、2021年度補正予算案に、2022年2～9月の間、看護師は収入の1%に相当する月4,000円、介護職員や保育士らは収入の3%に相当する月9,000円の賃上げをするための費用を計上した。さらに、看護や介護、保育職の賃上げを協議する政府の「公的価格評価検討委員会」は、介護や保育職の賃上げについて、進捗状況や目標の再検討を「3年ごとに行う」と記し、看護師はキャリアアップに伴う処遇改善を検討する方針を打ち出している。

しかしながら、賃金構造基本統計によると、フルタイムで働く人の全職種平均月給30万7,700円に対し、介護職員は23万9,800円、保育士は24万5,800円と大きく下回っている。また、看護・介護・保育業界の人材不足は深刻さを増し、有効求人倍率は看護・介護・保育ともに全産業平均1.16倍を大きく上回り、高止まりの状態が続いている。これらの分野は長年、貢献度に比べた処遇の低さといった問題が指摘されており、資格を持ちながら別の分野で働く人も少なくなく、職務に見合った処遇への改善は急務である。

以上を踏まえ、下記の通り要請する。

記

1. 医療・介護・保育従事者の早急な処遇改善に向け、公的価格を見直し、その財源は公費の一般財源を確保すること。
2. 中長期を見据えた医療・介護・保育従事者の安定的な処遇とサービスの担い手確保に向け、必要な財源を早急に検討すること。その際、施設利用者にとって過度な負担とならないよう可能な配慮を行うこと。
3. 賃上げ分として引き上げる公的価格について、対象者の範囲を職種等で限定するのではなく、医療・介護・保育の現場で働くすべての職種一人ひとりに直接かつ柔軟に支給できる仕組みを構築すること。
4. 医療・介護・保育従事者の離職を防ぎ、長く働き続けられるように、現場作業や事務作業の負担軽減など職場環境を改善することや専門性を高めてキャリアアップできる制度を構築すること。

以上